

いわき市教育大綱

—教育先進都市”いわき”の実現に向けて—



令和3年2月

いわき市

本資料は、一人でも多くの方に読みやすく感じていただけるよう、次のような特徴を有する「UD(ユニバーサル・デザイン) デジタル教科書体」を使用して作成しています。

- 形がわかりやすいよう、文字の中の空間が広く、濁点が大きい
- 手書きに近い教科書体の特徴に加え、文字の太さの強弱を抑え、「す」などにあるループが大きい
- 文字の先端がとがっているとストレスを感じる方などに配慮し、はらいやはねの先端が丸めてある など

目 次

1 基本理念	1
2 基本目標	1
3 施策の柱	1
4 施策の方向性	
I 個性を生かした学校教育の推進	3
II 生涯を通じた学習活動の推進	5
III 確かな人間力を育む幼児教育の充実	7
IV 生涯にわたるスポーツライフの実現	9
V 地域に根ざした市民文化の継承と創造	11
(参考資料)	
関係法令(抜粋)	13

教育大綱の改定にあたって

2016（平成 28）年2月に策定された教育大綱は、東日本大震災からの復旧・復興の歩みの原動力が、未来に向かっていく子どもたちへの想いであるとの認識に立ち策定されました。

今後のまちづくりに最も重要なことは、次の世代をリードする「人財」をいかにつくるかということです。

この考えのもと、教育大綱では、本市における教育・学術・文化・スポーツの振興に関する施策の基本的な方向性を定めているところです。

そして、教育大綱で掲げてきた「地域全体で人を育て、誇れるまち“いわき”をつくる」といった基本理念や目標などは、今なお、大切なものであります。

一方で、教育大綱策定後の5年間で、本市を取り巻く状況は、加速化する人口減少や高齢化など、従前からの課題が深刻さを増しています。さらに、令和元年東日本台風などの大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症に見舞われるなど、先行きの不透明性が一層高まりつつあります。

教育をめぐる環境も変化し、情報通信技術の活用や、幼児期から高等教育までの各段階の連携推進による教育の質の向上、子どもを支える世帯構造の変化や教師の負担増、人生 100 年時代に対応した学びの必要性など、様々な変化への対応が求められる状況となっています。

このような状況にあっても、地方の魅力の高まりといった価値観の変化や、世界レベルの研究を行いながら、地域の教育機関とも連携する「国際教育研究拠点」を、国が浜通り地域に整備する検討を進めているなど、本市の優位性を高めるような動きも生まれてきました。

将来の変化を予測することが困難な現代においては、すべての人々が、豊かな人生を生き抜く力を身につけていくことの重要性がこれまで以上に高まっています。また、時代を超えても変わらない価値を引き継いでいくことも重要であり、改めて、教育の果たす役割の大きさを痛感しているところです。

そのような考えのもと、今般の教育大綱の改定にあたっては、これまでの教育大綱の基本理念や目標などを継承することを基本としております。

その上で、社会状況や教育をめぐる環境変化を踏まえ、市民の皆様の「教育の質を高める」「学びの機会を広げる」といった観点から、施策の方向性について検討をより深めてまいりました。

加えて、計画期間の設定を行わず、必要に応じた内容等の見直しを可能とすることで、時代の変化に柔軟に対応できるものとなりました。

教育大綱の改定にあたり、改めて、子どもから大人まで、いわきに住まう市民一人ひとりが、郷土の歴史と風土を受け継ぎ、生涯にわたって学び続け、充実した人生を自ら切り拓いていくことの大切さをしっかりと胸に刻んでいただければと願っております。

そして、ともに支えあい、主体的に地域社会に参画し、新しい価値を生み出していくことができるよう、地域を取り巻く様々な主体が知恵と力を結集し、誇りの持てる「教育先進都市“いわき”」の実現につなげてまいります。



令和3年 2 月

いわき市総合教育会議

いわき市長 清水 敏男

いわき市教育委員会

教育長 吉田 尚

教育委員 馬目 順一

根本 紀太郎

宮澤 美智子

小峰 美保子

Ⅰ 基本理念

基本理念

地域全体で人を育て、誇れるまち”いわき”をつくる。

「地域が人を育み、人が地域をつくる」という認識に基づき、学校、家庭、地域、企業や NPO など様々な主体が連携しながら、個性にあふれ、多様性に富み、自ら考え判断する自立した心を持ち、知・徳・体のバランスのとれた子どもたちを育む。

また、子どもから大人まで、市民一人ひとりが、それぞれのライフステージの中で、ふるさと”いわき”に誇りと愛着を持てるような学びの機会を設けるとともに、いわきで育った人が、また次の世代を支え育てる「豊かな土壌づくり」を進める。

2 基本目標

基本目標

- 1 未来に夢を持ち、ふるさとを支え、日本を支え、世界に飛躍する人づくり
- 2 市民がいつでも、どこでも、生涯にわたって学び、生かすことができる仕組みづくり
- 3 文化やスポーツに親しみ、健康で、心豊かな人生を送ることができる環境づくり

3 施策の柱

施策の柱

- I 個性を生かした学校教育の推進
- II 生涯を通した学習活動の推進
- III 確かな人間力を育む幼児教育の充実
- IV 生涯にわたるスポーツライフの実現
- V 地域に根ざした市民文化の継承と創造

(施策体系)

I 個性を生かした学校教育の推進

- ① 新しい時代を切り拓くために必要な力の育成
- ② 学校の教育指導体制の充実
- ③ 学校教育環境の充実
- ④ 学校と地域の連携・協働の推進
- ⑤ 学びのセーフティネットの充実

II 生涯を通した学習活動の推進

- ① 「学び」を支える土壌づくり
- ② 「学び」を育む機会の充実
- ③ 「学び」を生かす人財の育成
- ④ 「学び」を結ぶネットワークの構築

III 確かな人間力を育む幼児教育の充実

- ① 安心して子どもを産み育てられる環境の整備
- ② 生きる力の基礎を育む教育の推進
- ③ 家庭、地域、教育・保育施設等の連携の強化
- ④ 幼児教育全体の質の向上と人財の確保・育成

IV 生涯にわたるスポーツライフの実現

- ① 生涯スポーツ・競技スポーツの推進
- ② 子どもの体力・運動能力の向上
- ③ スポーツ団体・指導者の育成
- ④ スポーツ活動を支える基盤の充実
- ⑤ スポーツを通じた地域の活性化

V 地域に根ざした市民文化の継承と創造

- ① 芸術文化の振興
- ② 歴史文化遺産の保存と活用
- ③ 地域の歴史・文化を学び生かす機会の創出

4 施策の方向性

I 個性を生かした学校教育の推進

【方針】

次代のいわきを担う子どもたちが、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」を身につけるとともに、「知・徳・体」のバランスの取れた「生きる力」を高めるための取組みを進め、いわきを支え、日本を支え、夢や未来に向かってチャレンジする人づくりを推進します。

① 新しい時代を切り拓くために必要な力の育成

新しい時代を担う子どもたちには、社会環境の大きな変化を乗り越え、未来を切り拓いていく力が求められます。

子どもたちが、郷土に思いを馳せつつ夢や志を抱き、実社会で生きる力を養うため、基礎学力の向上をはじめ、企画力・問題解決力・実践力や自尊感情・自己肯定感等を高める取組みの充実を図ります。

【取組み例】

- 基礎学力の向上をはじめとした各施策の総合的な推進
- 生徒会長サミットやいわき志塾などの、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びの推進
- 体験型経済教育施設（Elem）をはじめとした、先進的で体験・実践型の教育の実施
- 情報化社会に対応するための情報活用能力の育成
- 個性を尊重する精神や相互理解、思いやりなどを育む道德教育や人権教育、環境教育等の充実
- 健やかな体の育成につながる学校保健や学校給食、食育等の充実

② 学校の教育指導体制の充実

子どもたち一人ひとりの確かな成長を図るため、学校の教育指導体制の充実を図ります。

【取組み例】

- 教職員の意識改革及び指導力の向上を目的とした研修の充実
- 就学前の幼児期と小学校、小学校と中学校の更なる連携による義務教育の質の向上
- 就学前から高等学校教育に至るまでの各段階の移行を円滑にするような県市等の連携の推進
- 教職員の働き方改革の推進
- スクールカウンセラー（※）やスクールソーシャルワーカー（※）、学校司書、特別支援教育支援員、外国語指導助手などの充実とさらに効果的な活用の推進

※ スクールカウンセラー：児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止める相談業務を充実させるため設置された、臨床心理に専門的な知識を有する学校外の専門家。

※ スクールソーシャルワーカー：子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所等と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。

③ 学校教育環境の充実

新しい時代に対応した教育を、しっかりと支えていくため、学校教育環境の充実を図ります。

【取組み例】

- 情報化社会に対応した学校ICT(※)環境の整備や学校教材・教具の充実
- 学習・情報センターや読書センターとしての機能を備えた学校図書館の整備
- 学校施設の適切な整備・維持管理や通学路等における安全確保の充実強化
- 学校規模適正化・適正配置など、少子化に対応した教育環境の充実

※ ICT:「Information and Communication Technology」の略。情報コミュニケーション技術、情報通信技術と訳される。

教育場面においては、電子教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理などが考えられる。

④ 学校と地域の連携・協働の推進

子どもたちの健やかな成長のためには、学校とそれを支える保護者や地域の人々、社会教育機関や民間団体等が、学校教育内外の活動において有機的に協働し、学校を核とした地域社会全体で子どもたちを育む仕組みを構築することが必要です。

次代のいわきを担う子どもたちを、郷土への愛着と誇りを持って地域社会に貢献できる自立した人間へと育てる仕組みづくりを目指します。

【取組み例】

- 家庭や地域の人財・団体・企業・大学等と連携・協働した地域学校協働活動の推進
- 学校・地域における連携・協働推進の核となる人財の配置
- 郷土の先人、歴史・文化、地元産業等の地域に根差した教育素材の活用
- 次代のいわきを担う人財育成につながるキャリア教育の推進
- 地域産業に対する子どもたちの理解の深化につながる企業のCSR(※)等の活用

※ CSR:「Corporate Social Responsibility」の略。企業の社会的責任と訳される。企業活動において、社会的公正や環境

などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を

果たしていくことを求める考え方。CSRを通じて、教育人材養成、環境を超えた分野の拡大、学びの場のネットワークの拡大を

図ることなどが指摘されている。

⑤ 学びのセーフティネットの充実

貧困など家庭に困難な状況を抱える子どもたちや不登校の子どもたち、また、障がいのある子どもたちなどに、十分な学びの機会が保障されるよう、保護者の教育費負担を軽減するとともに、子どもたちへの支援・教育相談体制や子ども一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた支援の充実等を図ります。

【取組み例】

- 保護者の経済的負担を軽減する取組みの充実
- 教育相談体制等の充実や福祉・子ども子育て関係機関等との連携
- 特別支援教育の推進
- 児童生徒の多様化に対応した柔軟な支援体制の確立
- 関係機関との連携による児童虐待の防止や子どもの貧困対策の推進
- 災害時等の臨時休業等に備えたオンライン学習等の機会の確保

【関係する個別計画等】

○令和3年度 未来をつくる いわきの学校教育 ABC プラン

Ⅱ 生涯を通した学習活動の推進

〔方針〕

生涯学習は、市民一人ひとりが、自己の「ちから」を磨き、豊かな人生を送るとともに、その成果を地域社会に活かし、住みよいまちづくりにつなげていく「学び」の活動です。このため、市民と行政、地域の団体や企業等、地域を取り巻く様々な主体が一体となり、生涯を通して学ぶことができる生涯学習社会の形成を推進します。

① 「学び」を支える土壌づくり

少子・高齢化等、地域社会構造が変化するとともに、市民のライフスタイルも多様化しています。そのような中、市民がそれぞれの地域において、いきいきと暮らし続けるため、地域の誰もが気軽に立ち寄り、交流することができる場を設けるとともに、市民が知りたい情報をより分かりやすく提供・共有することで、市民による新たな「ちから」を生み出す土壌づくりを目指します。

【取り組み例】

- 地域の生涯学習の拠点となる公民館等の環境整備・改善
- 新たな学習やまちづくり活動のきっかけとなる学習情報の提供・共有化
- 社会教育指導員や公民館長によるコーディネート力の強化

② 「学び」を育む機会の充実

現代社会では、市民や地域が抱える課題が多様化・複雑化しており、それらの課題を乗り越えるとともに、「人生 100 年時代」を豊かに生きるため、市民一人ひとりが社会を生き抜く「ちから」を養うことが重要となっています。地域で暮らす多様な人々が、生涯を通して知識と時代の変化に応じた能力・技能の獲得ができるよう、学びの継続・学び直しができる機会の充実を図ります。

【取り組み例】

- 世代によらず誰もが参加しやすい学びの機会の充実
- 社会情勢の変化に対応し生き抜く「ちから」を向上させる学びの機会の充実
- 多文化共生社会に向けた学びの機会の充実
- 学校・家庭・地域の連携・協働による学習機会の充実

③ 「学び」を生かす人財の育成

個人が育んできた「ちから」を地域でのまちづくりやボランティア活動などの場において実践していくことは、市民一人ひとりが自らの学びの成果を実感し、地域貢献につなげることができる重要な取り組みです。学びにより育まれた市民一人ひとりの「ちから」を地域住民同士の学びの輪へと広げるとともに、市民が一体となったまちづくりに向け、地域を支える人財の育成を目指します。

【取り組み例】

- 地域への関心を高める学びの機会の充実
- 地域の学習に係わるボランティアの発掘と育成
- 自らの体験や能力を生かせる学習活動の機会の提供

④ 「学び」を結ぶネットワークの構築

個人が育んできた「ちから」が、様々な人との交流などを通じて効果的に結び付くと新たな「ちから」が生まれます。こうした新たな「ちから」をつなぎ、地域が持続的に発展していくまちづくりを推進するため、学校・家庭・地域等が有する各種教育機能を強化し、連携・協働する体制づくりを目指します。

【取り組み例】

- 様々な人や機関をつなぐ核となる人財ネットワークの形成
- 各関係機関が協働して生涯学習を推進する体制の整備
- 地域学校協働活動を推進するための学校・家庭・地域が連携する体制づくり
- 生涯学習における民間活力の活用

【関係する個別計画等】

- いわき市生涯学習基本構想（平成 3 年 3 月）
- 輝くいわき、学びあい都市宣言（平成 8 年 10 月）
- 第六期いわき市生涯学習推進計画（平成 30 年 3 月）

Ⅲ 確かな人間力を育む幼児教育の充実

〔方針〕

子どもは未来を築く、かけがえのない存在であり、本市の地域社会を支え、あるいは国際社会等へはばたく人財となるなど、無限の可能性を秘めています。

このため、安心して子どもを産み育てられる社会的環境を整えるために、切れ目ない支援を行っていくとともに、人格の形成の基礎となる重要な幼児期において、様々な体験や人との関わりなどを通じて「生きる力」を身につけるための豊かな学びの土壌づくりに取り組みます。

① 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

子どもを安心して産み育てることができる環境を整備するとともに、社会の変化に伴い生じる様々なニーズに対応し、妊娠・出産・子育てに関する不安感や負担感を軽減させるため、家庭の状況に応じたきめ細やかな相談支援や情報提供の充実を図るなど、妊娠から出産、育児まで、切れ目ない支援を行っていきます。

また、あらゆる環境下において、子どもが人格を持った一人の人間として尊重され、心身ともに健やかに成長できるよう、また、子ども一人ひとりが、「かけがえのない大切な存在」として、いのちや人と人との絆を大切に、健康で豊かな心が育まれるよう様々な環境づくりを進めます。

【取り組み例】

- 関係機関との連携による啓発活動等を通した子どもの人権尊重の推進
- 幼稚園や保育所をはじめ地域の関係機関等との連携による子どもの健全育成の支援
- 関係機関との連携による児童虐待の防止や子どもの貧困対策の推進（再掲）
- 支援を必要とする子どもとその家庭等への取り組みの推進

② 生きる力の基礎を育む教育の推進

就学前の基礎づくりの観点から、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むという理念のもと、動植物とのふれあいや遊びを通じた人との関わりなど、多様な体験や成長過程に応じた適切な教育活動を通し、興味や関心を高め、生命の尊さを学ぶとともに自ら様々なことに気づき、表現できるようにします。

これら人格形成に必要な知識や技能の習得及び、思考力・判断力・表現力などの育成を重視しながら、各種の取り組みを進めます。

【取り組み例】

- 家庭、地域、教育・保育施設等における多様な体験活動を通した生きる力の基礎を育む教育の推進
- 食育等を通した生活習慣の基礎づくりの推進
- 防災・減災意識の基礎を育む教育の推進

③ 家庭、地域、教育・保育施設等の連携の強化

子どもの健やかな成長、育ちのためには、子どもの生活につながり・連続性が保たれるよう、家庭はもとより、教育・保育施設等と地域の三者が密接に関わることで、一方の生活の中で培われた経験・習慣が、他方の生活で生かされ一層豊かなものになるような循環を生み出していく必要があります。

このため、幼稚園・保育所といった教育・保育施設等が中心となって総合的な調整を行うことなどにより、施設内での園児の教育・保育活動に加え、家庭や地域社会における教育力を補完する役割を担っていくとともに、家庭や地域社会が自らの教育力を再生・向上させることができるように、その専門性を生かし、家庭・地域社会を支援する役割を果たしていきます。

【取り組み例】

- 保育所、幼稚園、学校及び公民館等の相互連携による子どもの成長に応じた家庭教育・学校教育の充実
- 地域全体で子育てを支援する共創の仕組みづくり
- 保育需要の増加や多様化に対応した多様な教育・保育環境の整備

④ 幼児教育全体の質の向上と人財の確保・育成

幼児期は、生育環境の違いなどにより、一人ひとりの心身の発達の個人差が大きいため、幼児一人ひとりの発達の課題に応じた教育・保育を充実させる必要があります。特に、乳幼児期の発育・発達面に問題を持つ子どもや障がい児等に関する相談・支援については、個別の状況に応じた支援が必要です。

このため、支援を必要とする幼児については、教員・保育士が幼児とつながり、一人ひとりに合った適切な教育・保育を提供でき、就学前から就学後において、これまで以上に円滑につなげていけるよう、教育・保育内容の充実や統合保育の人財の確保などの体制整備、教員・保育士の資質向上を目指した取り組みを進めます。

【取り組み例】

- 人的資源の発掘や若年層への働きかけなどによる子育て支援に関わる人財の確保と育成
- 障がいに係る一貫した体制の確立等による乳幼児期から成人まで切れ目ない療育支援の推進

【関係する個別計画等】

○第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月）

Ⅳ 生涯にわたるスポーツライフの実現

〔方針〕

市民の誰もが、生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で明るく、豊かなスポーツライフを実現できる環境づくりを推進するとともに、次代を担う子どもたちの体力向上や市民の健康増進を図るひとづくり、スポーツを通じた地域活性化による魅力的なまちづくりを目指します。

① 生涯スポーツ・競技スポーツの推進

スポーツは、人間の身体的・精神的な欲求に応える世界共通の文化の一つであり、明るく豊かな社会の形成や個人の心身の健全な発達に極めて大きな意義を有しています。

また、全国トップレベルの大会、さらにはオリンピックなどの国際大会において、本市ゆかりの競技者が活躍することは、市民に大きな夢と感動を与えます。

このことから、市民の誰もが日常生活の中にスポーツを取り入れながら、生涯を通してスポーツに親しむことができるよう、多彩なスポーツ活動へ参加する機会の充実や、スポーツ参画人口の拡大を図るとともに、本市の誇りとなる競技者が数多く育つよう、広くジュニア層を視野に入れ、スポーツ指導者やスポーツ団体等と連携しながら、競技力の向上を目指します。

【取り組み例】

- 市体育協会や市スポーツ推進委員等と連携した生涯スポーツの普及啓発
- 多くの市民が参加・関わるスポーツイベント・教室や地域におけるスポーツの場の充実
- 選手の競技力向上及び指導者の指導力向上を図るための支援
- 国際大会などへの出場が見込まれる選手・指導者への支援
- スポーツを通じた健康づくりや仲間づくり、障がい者のスポーツ活動の支援

② 子どもの体力・運動能力の向上

スポーツを通じた健康づくりや体力の向上は、子どもたちの心身のバランスのとれた発育・発達に不可欠ですが、テレビやゲーム等に費やす時間の増加により、子どもたちの屋外遊びや運動時間が減少しています。このことから、運動やスポーツの楽しさを体験できる場を提供し、子どもたちが積極的に運動・スポーツに親しみながら、生涯にわたる豊かなスポーツライフを形成する習慣や意欲、能力を育成することに努め、子どもの体力向上への総合的な取り組みを進めます。

【取り組み例】

- 学校体育を通じた計画的、系統的、継続的な児童生徒の体力向上の推進
- 学校・家庭・地域と連携した適切な指導体制の整備充実
- スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの充実など、子どもたちがスポーツの楽しさを体験できる機会の拡充

③ スポーツ団体・指導者の育成

市民のスポーツに対する意識の高まりを、主体的・継続的なスポーツ活動につなげていけるよう、市体育協会等のスポーツ団体の組織の充実強化を図るとともに、市民ニーズに対応した質の高い指導者やスポーツ活動を支える人財の育成・確保を目指します。

【取り組み例】

- 本市のスポーツ推進の中心的役割を担う市体育協会の組織・機能の充実強化
- 青少年の健全育成や競技力向上に大きく貢献しているスポーツ少年団の育成・支援
- 研修会、指導者講習会等への参加による市スポーツ推進委員、スポーツ指導者の育成・確保

④ スポーツ活動を支える基盤の充実

スポーツ活動の場として、安全で利用しやすいスポーツ施設の整備や利用者のニーズに対応した適切な管理運営を行うことは、豊かなスポーツライフを支える基盤となるものです。

このため、既存施設を最大限に有効活用しつつ、計画的な改修・修繕を行いながら、施設利用者のサービス向上を目指します。

【取り組み例】

- 利用者が安全で快適に活動できる環境を整備するための施設の改修・修繕
- 高齢者や障がい者を含む地域住民に配慮した体育施設の整備
- 利用状況等を踏まえた施設の集約・機能複合化
- 学校・公民館・公園施設等の利用などの促進

⑤ スポーツを通じた地域の活性化

スポーツ大会やイベントなどを通じた活動は、スポーツの推進はもとより、本市の魅力を全国に発信することや交流人口の拡大、多様性の相互理解の促進、地域経済の活性化など、本市に様々な波及効果をもたらすことから、スポーツを通じた地域づくりを目指します。

【取り組み例】

- スポーツ団体や各種関係団体等と連携したスポーツ大会・イベントの開催
- 国内トップレベルの公式戦・合宿等の誘致
- 本市の自然環境・地域資源を活用したスポーツツーリズムの推進
- パラスポーツの振興による共生社会の実現
- スポーツによる広域連携の推進

【関係する個別計画等】

- スポーツ都市宣言（昭和 61 年 3 月）
- いわき市スポーツ推進計画（令和 3 年 3 月）

V 地域に根ざした市民文化の継承と創造

〔方針〕

市民の文化に対する知識や教養の向上に資するとともに、文化活動等を通して、郷土愛を育み、様々な芸術文化を生涯を通して学び、鑑賞できる環境づくりや、市民の主体的で多彩な芸術文化活動の活性化に取り組めます。

また、地域の財産である貴重な歴史・文化遺産に対する理解を深めるための施策を推進します。

① 芸術文化の振興

本市には多くの文化施設があり、それぞれの施設で特徴を生かした様々な企画展やワークショップ等を実施し、子どもから大人まで市民が芸術文化に触れる機会を提供しています。さらに市民への質の高い芸術文化に触れる喜びと学びの機会を提供できるような取り組みを目指します。

また、郷土に誇りを持ち、地域の文化を次代に継承・発展していくことは非常に重要な課題であることから、芸術文化に関する調査・研究や保存・活用に努めるとともに、自主的・創造的な文化活動を行っている個人・団体等の育成・支援などによる芸術文化の一層の振興を目指します。

【取り組み例】

- アリオスや市立美術館を通じた子どもに対する芸術文化を体験する機会の提供
- 文化団体に対する成果発表事業への支援、全国大会等出場への支援
- 市民文化祭や市民美術展覧会への支援
- 文化施設における各種企画展等の開催
- 講演会、各種実技講習会および体験型ワークショップ等の充実
- 地域文化の価値の再認識・再評価による新たな魅力の創造

② 歴史文化遺産の保存と活用

地域の財産である文化財は、本市の歴史、文化などを正しく理解するために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化を向上させる基礎を成すものであることから、文化財に対する理解を深め、後世に引き継いでいくことが大切です。

このため、文化財の調査・研究・保存の充実とともに、市民が文化財に触れることができる機会の提供や、積極的な情報発信などに努めます。

【取り組み例】

- 文化財保存のため所有者が行う修理等への支援
- 伝統芸能の保存・継承のため子どもたちに対する体験学習の充実
- 開発事業者と遺跡保存のための協議、及び発掘調査による記録保存の充実
- 文化財の修理現場の特別公開や遺跡発掘調査の現地説明会の充実
- 文化施設における各種企画展等の開催
- 史跡の価値の掘り起こし・再評価による新たな魅力の創造

③ 地域の歴史・文化を学び生かす機会の創出

子どもから大人まで、多くの市民に地域の歴史・文化を学び、理解を深めていただくことにより、郷土愛や誇りを高めるとともに、豊かな感性・想像力の育成や多様性に対する寛容さの醸成を図り、また、交流・関係人口の拡大につなげるなど、「地域の歴史・文化によるまちづくり」を推進していくことが大切です。

そのため、次代を担う子どもたちが、進学や就職等により一旦市外に転出しても、「ふるさといわき」に対する思いを持ちつづけてもらえるよう、小中学校の早い段階から、郷土に対する誇りを高めることなどをはじめ、地域団体や企業等との連携も強めながら、様々な機会を捉えて地域の歴史・文化を学び活かす独自の取組みを進めます。

【取組み例】

- 郷土の歴史・文化、地元産業等の地域に根ざした教育素材を学校教育に活用
- 地域の歴史・文化等の魅力の情報発信による交流・関係人口の拡大

【関係する個別計画等】

○（仮称）いわき市文化政策ビジョン（令和3年3月）

(参考資料)

○関係法令(抜粋)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(平成 26 年 6 月 20 日改正)

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

教育基本法(平成 18 年 12 月 22 日 法律第 120 号)

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

〒970-8686

福島県いわき市平字梅本 21 番地

いわき市総合政策部政策企画課

[電話:0246-22-7410 FAX:0246-24-4300]